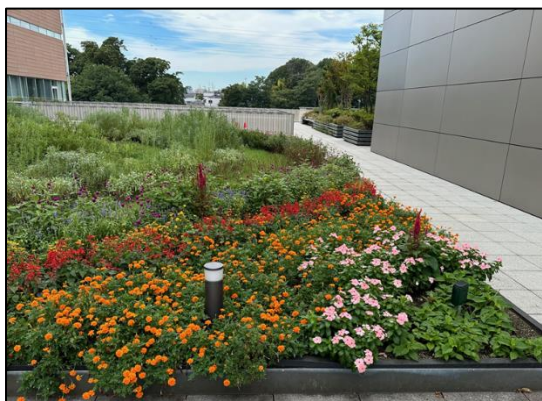


2026 年度 町田市庁舎「屋上花畑ボランティア」要項



町田市

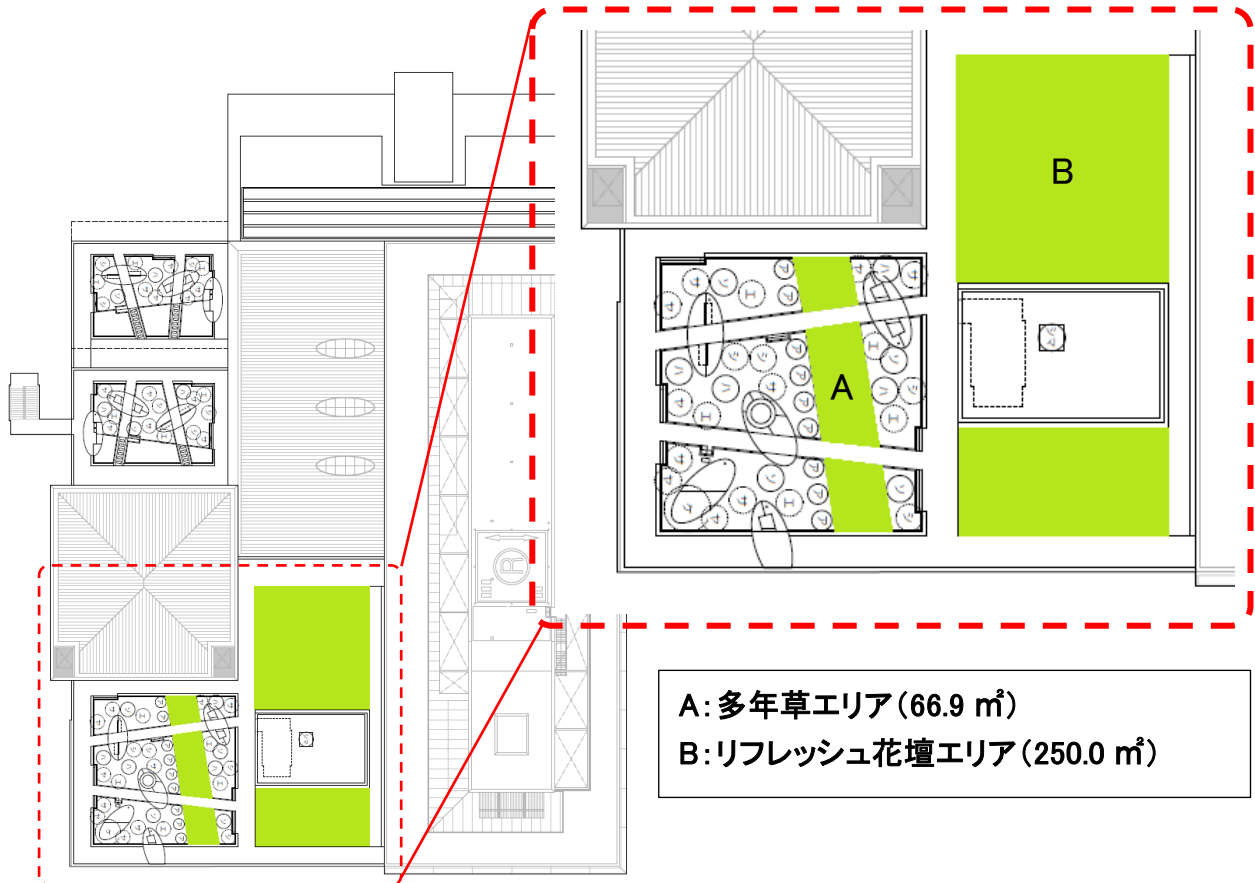
1 「屋上花畑」の活動について

(1) 「屋上花畑」の活動

① 「屋上花畑」とは

植物の管理を通して、市と市民が共に地球温暖化防止に取り組める環境作りのひとつの契機とすることを目的とし、市庁舎4階の屋上の一部に設置した「花畑」のことです。

市庁舎4階屋上花畑 平面図



A・B の部分が屋上花畑となります (総面積約316m²)

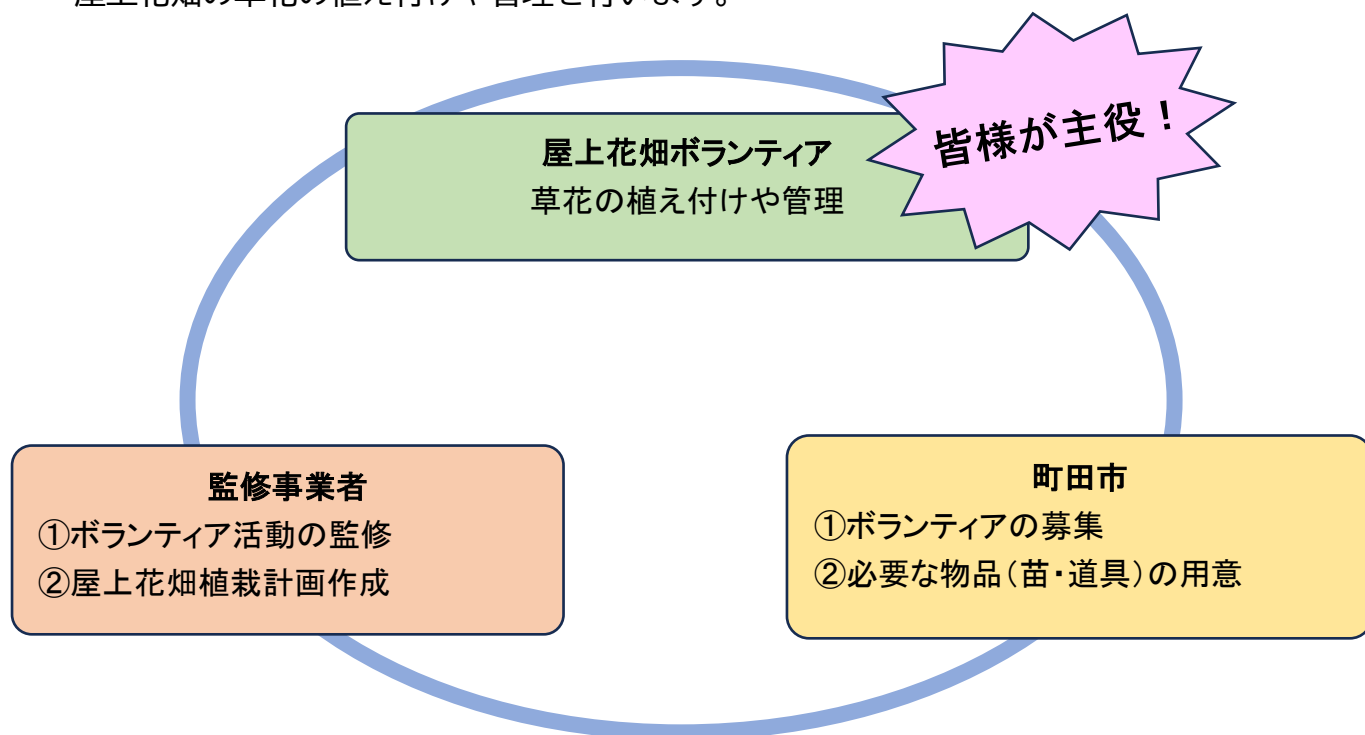
A 多年草エリア：多年草（季節により植替えをしなくてよい植物）の花壇です。
ローズマリーやラベンダーなどの植物が植えてあります。

B リフレッシュ花壇エリア：一年草（季節により植替えをする植物）と多年草（季節により植替えをしなくてよい植物）を植える花壇です。花壇の中を散策できます。

②屋上花畑活動の概要

<主な役割>

屋上花畑の草花の植え付けや管理を行います。



③活動期間

2026年10月25日～2027年3月31日

(※グループごとに作業日を設定することも可能です)

④屋上花畑の場所

町田市森野2-2-22 町田市庁舎4階

2 屋上花畑ボランティア決定までの流れ

随時募集をしておりますので、市有財産活用課までお問い合わせください。

3 「屋上花畑ボランティア」活動の詳細について

(1) 定期活動

①定期活動日：毎月第2・4日曜日（荒天時、猛暑日を除く）

②活動時間：8：30～12：00

※活動日と活動時間は季節や作業内容によって変更になる場合があります。

③活動内容

ボランティア全員で屋上花畑の管理を実施します。

(2) 活動の際の諸注意

- 野外での作業になるため、暑さ対策・寒さ対策・水分補給等は各自でしっかり行ってください。
- 個人が身に着ける手袋・長靴・帽子・作業用衣服・防寒衣・水筒など、作業に必要なものは各自で用意して持参してください。
- スコップ・移植ゴテ・じょうろ・ホース・散水ノズル・運搬用のおおきなごみ袋など、基本的な管理用の道具は市で用意します。
- 小雨の場合は作業を実施する場合があります。雨天時に作業する場合は必要に応じてレインコート等、作業のできる雨具を持参してください。
- 手荷物は屋上花畑（野外）の皆さんが確認できる場所において活動していただきますが、貴重品は必ず身に付けて作業してください。
- 更衣室・シャワー室・ロッカーはありません。
- お子様と一緒に参加される場合、活動中のお子様の安全に十分に注意してください。

4 屋上花畑ボランティアへの申込・選考方法

(1) 募集の要件と申込方法

①屋上花畑の草花の植え付け・管理などを市と協働で行っていただける、市内在住・在勤・在学の方を対象とします。

②年齢制限はありませんが、中学生以上の方からボランティア人数としてカウントします。

③小学生以下の方は必ず、保護者の方と一緒に参加申込みをして、活動には必ず保護者と一緒に参加してください。

(2) 申込み方法

下記メールアドレス宛に必要事項を記入の上、送信してください。

<記載事項>

- ① 名前
- ② 年齢
- ③ 電話番号
- ④ 住所
- ⑤ メールアドレス（連絡が取れるもの）

※グループで申込みいただく場合、必要事項を全員分ご記載ください。

※申込みに使用するメールアドレスが連絡先としても使用可能な場合は、メールアドレスの記載は不要です。

※メールでの申込みが困難な方は、市有財産活用課までお問い合わせください。

(3) 申込み先

町田市財務部市有財産活用課

メールアドレス：zaimu020@city.machida.tokyo.jp

5 申込みの際の注意

(1) 応募に必要な費用はすべて応募者の負担です。

(2) 申し込まれた方ご本人がボランティアの候補者となります。名前の貸し借りはできません。

(3) 一人で複数の申し込みをすることはできません。

6 ボランティアの活動条件について

(1) 屋上花畑での活動に関する条件

①屋上花畑の管理に必要な植物の種や苗、草花や肥料、土壌改良剤や堆肥等の購入費、使用した光熱費、活動に必要な修繕費、廃棄物の処理費、その他消耗品として市が認めるものについては、市の負担とします。

②個人が身につける手袋・長靴・防止・作業用衣服・防寒衣・水筒・剪定用のハサミなど作業に必要なものは各自で用意して持参してください。（スコップ・移植ゴテ・ホース・散水ノズルなどの管理用の道具は市で用意します。）

③屋上花畑ボランティアの活動にかかる交通費は各自で負担してください。

(2) 利用制限

屋上花畑で植え付ける種・苗・植物については、すべて市で用意したものに限りさせていただきます。ご自宅等からの植物の持ち込み及び植え付けはできません。

(3) 駐車・駐輪場について

①車で来庁される場合

市庁舎の立体駐車場を利用するようお願いします。活動時間帯の駐車場の利用については、駐車料金が無料となりますが、無料処理が必要になります。

※駐車場の台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

②自転車・バイクは来庁者用の駐輪場に駐車してください。

(4) 保険について

市でボランティア保険に加入しています。

※事故の内容によっては補償の対象にならない場合があります。

問い合わせ先

町田市財務部市有財産活用課（町田市庁舎5階 504 窓口）

所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話：042-724-2165 FAX：050-3085-5311

Mail：zaimu020@city.machida.tokyo.jp